

指定管理者の管理運営に対する評価シート

| | |
|--------|---|
| 所管課 | 大分スポーツ公園・高尾山自然公園:土木建築部 公園・生活排水課 大分県立武道スポーツセンター:教育庁 体育保健課 |
| 評価対象期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |

1 指定概要

| | | | | |
|-----------|---|---|------|---------------|
| 施設概要 | 名称 | 大分スポーツ公園・高尾山自然公園及び 大分県立武道スポーツセンター | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ |
| | 所在地 | 大分市横尾1351番地ほか | | |
| | 設置目的 | (大分スポーツ公園・高尾山自然公園) 県民のスポーツ振興及び健康増進を図る (武道スポーツセンター) 県民の体育及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与する | | |
| 指定管理者 | 名称 | 株式会社 大宣 | | |
| | 代表者名 | 代表取締役社長 朝倉 弘美 | | |
| | 所在地 | 大分市東春日町1番8号 | | |
| 指定管理業務の内容 | (大分スポーツ公園・高尾山自然公園) ①公園施設の維持管理及び修繕に関する業務 ②都市公園の利用の受付及び案内に関する業務 ③有料公園施設の利用の許可に関する業務 ④都市公園の利用の促進に関する業務 ⑤その他知事が特に必要と認める業務 (武道スポーツセンター) ①スポーツ施設の維持管理及び修繕に関する業務 ②スポーツ施設の利用の受付及び案内に関する業務 ③スポーツ施設の利用の許可に関する業務 ④スポーツ施設の利用の促進に関する業務 ⑤その他教育委員会が特に必要と認める業務 | | | |
| 料金制度 | 利用料金 ・ 使用料 ・ 該当なし | | | |
| 指定期間 | 平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間) | | | |

2 評価結果

| | |
|--|--|
| 評価項目及び評価のポイント | |
| 1 施設の設置目的の達成(有効性の向上)に関する取組み | |
| (1)施設の設置目的の達成 | |
| ①計画に則って施設の管理運営(指定管理業務)が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか(目標を達成できたか)。 | |
| ②施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、その効果があったか。 | |
| ③複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。 | |
| ④施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。 | |
| 【所見】 | |
| ○ 通常の指定管理業務に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務(注意喚起看板掲示、検温体制整備、利用調整ほか)についても、迅速かつ適切に行われた。ただし、年間を通しコロナの影響が大きく、施設の一部利用停止、各種イベント・大会等の中止、開催自粛、入場制限等により、スポーツ公園は目標利用者数120万人に対し638,606人(53.2%)、武道センターは目標25.7万人に対し115,459人(44.9%)、合計目標145.7万人に対し754,065人(51.8%)となった。 | |
| ○ コロナ禍における施設利用として、例えばトレーニングルームにおいては、マシンの台数を間引き人数制限を行い密を避けた利用とする、イベント等においては、事前に主催者とコロナ対策について協議・確認するなどし、利用者の安全・安心に配慮した施設利用を提供した。また、武道センターの大会開催予定がない日は、一般利用者の利便性を高めるため、指定管理者があらかじめバドミントンコートの一部設置することで、個人利用件数はR元年度に比べ約3,700件増となり、個人利用の誘客につながった。 | |
| ○ Jリーグの試合日と武道センターの大会が重複した際は、特に連携を密にして、事前に両主催者や警備会社と十分な打合せを行い、車の誘導等がスムーズに行われるように注意している。また、ドームに新たにオープンしたメモリアルギャラリーは、より多くの人に足を運んでもらうため、武道センターにも案内看板を設置し誘客につなげる工夫をしている。 | |

- コロナの影響で、密を避ける目的から高校等の体育大会をドームで開催するなど新たな利用方法が広がった。この点に着目し、10～11月に県内の高校・大学、大分県スポーツ協会、九州総合スポーツカレッジなどに大会・行事誘致の営業訪問を行い、結果、武道センターを利用した卒業式・クラスマッチの開催につながった。

(2) 利用者の満足度

- ①利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。
- ②利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。
- ③利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。
- ④利用者への情報提供が十分になされたか。
- ⑤その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

【所見】

- 利用者アンケートはスポーツ公園で団体108件、個人399件、武道センターで1,136件回収し、アンケートの結果、利用の感想は「大変良い」及び「良い」の評価が、スポーツ公園は92.5%（団体）、80.4%（個人）、武道センターは82.9%となっており、職員の対応を含め満足度は高い。
- アンケート調査方法について、評価部会等の意見を受け検討した結果、利用者の意見をより詳細に把握・反映させる取組みとして、R2年度から利用者の大半を占める団体（イベント等主催者）向けアンケートを新たに始めるとともに、個人向けアンケートも有料施設、無料施設に分けて実施する方法へ改めた。
- ドーム周辺エリアにおいてスケートボード利用者が増加し、ウォーキング等の利用者から危険なのでやめさせてほしい、との苦情が増えていたが、それに対し、スケートボード利用者を排除するのではなく、新たに別の場所にアーバンスポーツ専用エリアを設けることで、両利用者にとってよりよい解決方法を考え対応した。
- 例えば、前述のアーバンスポーツエリア開設にあたっては、事前に情報をホームページに掲載し、同時に利用者の多いドーム周回フェンスに案内を掲示、スケートボード利用者を見かけたらチラシを配布するなど、利用者への情報提供が十分になされたため、混乱なくスムーズな利用開始につながった。
- 利用者からの意見については、月1回開催する全体会議において全職員に情報共有を行い、お客様サービスの徹底を図っている。アーバンスポーツエリアについては、当初利用時間を夏季18:30、冬季17:30までとしていたが、利用者からの要望に応え21:00までに延長し、幅広い世代の利用につながっている。

2 効率性の向上等に関する取組み

(1) 経費の低減等

- ①施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。
- ②清掃、警備、設備の保守点検等の業務について再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。
- ③経費の効果的・効率的な執行がなされたか。

【所見】

- 施設の利用上問題がない箇所（廊下・地下車路等）については消灯し、省電力に努めている。また、小規模な修繕等については、単に業者から見積をとるだけでなく、部品をネットで安く購入しスタッフで交換するなど経費を低減する工夫を行っている。例えば、誘導灯の修繕について、業者の見積は444千円であったが、部品をネット購入しスタッフが交換することにより144千円に経費を押さえ、30万円の低減につながっている。
- 全ての再委託先に毎年見積を提出させ、精査の上経費が最小限となるよう努めている。
- 特に支払額の大きい電力については、毎年数社から見積を取り経費の低減に努めている。R2年度にも見積を行い、結果R3年度分から総合的により安価となる電力会社に変更を行っている。

(2) 収入の増加

- ①収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

【所見】

- 日本ハンドボール大分大会、サッカーインストラクター研修会の合宿、公園内駐車場を利用した中古車展示会等を誘致開催した。また、武道センターにおいては、大会のない日にバドミントンコートの一部設置する取組みを行い、個人利用件数はR元年度に比べ約3,700件増となった。しかしながら、コロナによる施設の利用制限、大会中止等の影響は大きく、使用料収入は目標104,500千円に対し、77,041千円（73.7%）にとどまった。

3 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組み

(1) 施設の管理運営(指定管理業務)の実施状況

- ①施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であったか。
- ②職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか。
- ③地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。

【所見】

- 全体の業務量に応じた人員配置を行うとともに、利用状況等に応じた業務シフト(Jリーグの時に時差出勤を行い、時間外勤務をなくす等)を行うなど、合理的な人員配置に努めている。
- より高度な施設運営を図るべく、例年体育施設管理士講習や自衛消防業務新規講習に職員を派遣していたが、コロナの影響により講習会が開催されなかったため、代わりに社内講習を開催している。
- 地域住民によるボランティアグループやNPO法人をメンバーとする「大分スポーツ公園サポーターズクラブ」を組織し、清掃活動や花壇整備等の活動を行っており、地域や関係団体等と連携・協働が図られている。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ①関係法令(地方自治法、労働関係法令、通則条例、設置条例等)が遵守されているか。
- ②施設の利用者の個人情報を保護するための対策が適切に実施されているか。
- ③利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。
- ④施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支の内容に不適切な点はないか。
- ⑤管理物件の修繕や日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
- ⑥防犯や事故等の危機管理体制、防災士の配置など、防災に係る体制が適切であったか。
- ⑦防災に関する研修・訓練が効果的に実施されていたか。
- ⑧事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。

【所見】

- 関係法令は遵守されており、個人情報の保護、情報公開については指定管理者において諸規定を整備し、適正な取扱いが行われている。
- 新型コロナウイルス感染防止対策の一環として提出された個人情報についても、2週間経過したものはシュレッダーで廃棄するなど、適切に処理されている。
- スポーツ公園においては、施設毎に各種大会の優先順位を定め利用計画を決定し、一般利用者の希望が重複した場合は抽選により利用者を決定している。また、武道センターにおいては、県教委が定めた利用許可基準に則り利用計画を決定し、一般利用者については毎月抽選会を実施し、利用者が平等に利用できるよう配慮している。
- 指定管理者が行う有料公園施設の使用料収入は適切に管理報告されており、管理運営経費についても適正に管理されている。
- 安全管理マニュアルに基づいて定期点検(1・3・6か月点検、イベント後点検)を行うことにより、公園内の安全を図っており、管理瑕疵による事故はこれまで発生していない。また、毎日午前・午後1回ずつ、職員2名体制で公園全体を巡回し、危険箇所がないか点検をしている。この巡回により、公園内の事故を未然に防ぐ体制をとっている。
- 緊急連絡網については、指定管理者のみならず、再委託先や管轄警察署・消防署等関係機関を含めて整備されている。防災士も適正に配置されている。
- 年2回の消防訓練の実施に加え、スポーツ公園は大規模災害時の広域防災拠点に位置づけられているため、県防災局が主催する広域防災拠点運営会議に参加し、連携を図っている。
- コロナに伴う利用規制に関しては、県と協議の上、注意喚起の看板設置や消毒液の準備等をはじめ、密を避けた施設の利用方法の検討など、適宜適切かつ迅速な対応を行い、利用者の安全確保に努めた。

【総合評価】

〔所見〕

- 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応については、県と協議を重ね、施設利用方法の検討、注意喚起看板の設置、検温体制の整備、利用調整など多岐にわたり迅速かつ適切に対応し、利用者の安全・安心に大きく寄与したと言える。
- 新型コロナウイルスの影響を受け、利用者数は大幅減となったが、コロナ禍における新たな利用方法として、ドームや武道センターを利用した学校行事誘致の営業を積極的に行っている点は評価できる。

〔今後の対応〕

- 新型コロナウイルスの影響が今後も続く想定されるが、公園利用者の安全・安心を第一にしつつ、広い施設という長所を活かしコロナ禍における密を避けた新しい利活用についても工夫していただきたい。